



大津市公報

令和元年 8 月 15 日
第 8 号

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

○ 告 示

71	道路の区域の変更について	1
72	道路の供用の開始について	2
80	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出について	2
81	生活保護法による指定医療機関の指定等について	2
82	生活保護法による指定介護機関の指定等について	3
83	生活保護法による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定について	4
84	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の指定等について	5
85	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の指定等について	5
86	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療支援給付のための施術を担当する施術者の指定について	7
87	介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定について	7
88	介護保険法による指定居宅介護支援事業者の廃止の届出について	7
89	介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定について	7
90	平成31年告示第120号(家庭廃棄物の収集、運搬及び処分手数料の徴収事務の委託について)の一部改正	8
○ 公 告		
	農用地利用集積計画公告	8
	都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告	8
○ 教育委員会規則		
4	大津市学校運営協議会規則の一部を改正する規則	9

告 示

大津市告示第71号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、令和元年8月1日から同月20日まで大津市役所未来まちづくり部路政課において一般の縦覧に供する。

令和元年 8 月 1 日

大津市長 越 直 美

路線名	区 間	変更の 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
市道幹2122号線	大津市下阪本一丁目字南川原1005番1地先から 大津市下阪本一丁目字南川原1003番1地先まで	変更前	最小13.6~最大14.8	26.5
		変更後	最小13.6~最大20.4	
市道南0217号線	大津市中庄二丁目字中庄335番1地先から 大津市中庄二丁目字中庄331番4地先まで	変更前	最小 3.2~最大 3.7	66.4
		変更後	最小 4.0~最大 5.2	
市道東1983号線	大津市平野二丁目字大塚574番3地先から 大津市平野二丁目字大塚509番8地先まで	変更前	最小29.0~最大29.6	31.4
		変更後	最小 7.8~最大29.6	

(令和元年 8 月 1 日 掲 示 済)

大津市告示第72号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和元年8月1日から同月20日まで大津市役所未来まちづくり部路政課において一般の縦覧に供する。

令和元年8月1日

大津市長 越 直 美

路線名	区 間	供用開始年月日
市道幹2122号線	大津市下阪本一丁目字南川原1005番1地先から 大津市下阪本一丁目字南川原1003番1地先まで	令和元年8月1日
市道南0217号線	大津市中庄二丁目字中庄335番1地先から 大津市中庄二丁目字中庄331番4地先まで	令和元年8月1日

(令和元年8月1日揭示済)

大津市告示第80号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があった。

令和元年8月15日

大津市長 越 直 美

事業所の名称	事業所の所在地	設置者の名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日	事業所番号
グループホーム第2夢の木苑	大津市北比良958番地の3	特定非営利活動法人夢の木	大津市北比良1043番地の146	共同生活援助	令和元年7月31日	2520100112
鎮守の郷	大津市北比良957番地の23	特定非営利活動法人夢の木	大津市北比良1043番地の146	共同生活援助	令和元年7月31日	2520100237
maison de Reve	大津市南小松119番地の1	特定非営利活動法人夢の木	大津市北比良1043番地の146	共同生活援助	令和元年7月31日	2520100260

大津市告示第81号

生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づき指定医療機関として新たに指定したもの及び指定医療機関のうち廃止の届出があったものについて、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和元年8月15日

大津市長 越 直 美

1 新たに指定したもの

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人滋賀勤労者保健会膳所診療所	大津市昭和町2番17号	令和元年6月1日
ひがしやま瀬田眼科クリニック	大津市大江二丁目34番16号大江メディカルビル2F	令和元年7月1日

2 廃止の届出があったもの

名 称	所 在 地	廃止年月日
-----	-------	-------

医療法人滋賀勤労者保健会膳所診療所	大津市昭和町7番16号	令和元年5月31日
奥村歯科診療所	大津市中庄一丁目16番15号	令和元年5月31日
ぱんだ薬局瀬田店	大津市大將軍三丁目24番8号	令和元年6月30日

大津市告示第82号

生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づき指定介護機関として新たに指定したもの及び指定介護機関のうち変更又は休止の届出があったものについて、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和元年8月15日

大津市長 越 直 美

1 新たに指定したもの

事業所の名称	事業所の所在地	開設者	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指 定 年月日
医療法人社団さいき整形外科	大津市一里山三丁目19番4号	医療法人社団さいき整形外科	大津市一里山三丁目19番4号	通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	令和元年 6月1日

2 変更の届出があったもの

事業所の名称	事業所の所在地	開設者	主たる事務所の所在地	サービスの種類	変 更 年月日
(変更前) 膳所第二地域包括支援センター	大津市粟津町7番21号シティコーポせいらん104	医療法人滋賀勤労者保健会	大津市昭和町7番16号	介護予防支援	平成31年 4月1日
(変更後) 晴嵐地域包括支援センター					
晴嵐地域包括支援センター	大津市粟津町7番21号シティコーポせいらん104	医療法人滋賀勤労者保健会	(変更前) 大津市昭和町7番16号	介護予防支援	令和元年 6月1日
			(変更後) 大津市昭和町2番17号		
介護老人保健施設日和の里	大津市坂本六丁目25番3号	医療法人滋賀勤労者保健会	(変更前) 大津市昭和町7番16号	通所リハビリテーション・短期入所療養介護・介護予防通所リハビリテーション・介護予防短期入所療養介護・介護老人保健施設	令和元年 6月1日
			(変更後) 大津市昭和町2番17号		
デイサービスセンターほっこり	大津市昭和町7番11号	医療法人滋賀勤労者保健会	(変更前) 大津市昭和町7番16号	認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護	令和元年 6月1日
			(変更後) 大津市昭和町2番17号		

訪問看護ステーション陽だまり	大津市昭和町8番15号	医療法人滋賀勤労者保健会	(変更前) 大津市昭和町7番16号	訪問看護・介護 予防訪問看護	令和元年 6月1日
			(変更後) 大津市昭和町2番17号		
陽だまりヘルパー ステーション	大津市昭和町8番15号	医療法人滋賀勤労者保健会	(変更前) 大津市昭和町7番16号	訪問介護・第1 号訪問事業	令和元年 6月1日
			(変更後) 大津市昭和町2番17号		
陽だまりデイサービスセンター	大津市昭和町8番15号	医療法人滋賀勤労者保健会	(変更前) 大津市昭和町7番16号	通所介護・第1 号通所事業	令和元年 6月1日
			(変更後) 大津市昭和町2番17号		
陽だまり居宅介護 支援事業所	大津市昭和町8番15号	医療法人滋賀勤労者保健会	(変更前) 大津市昭和町7番16号	居宅介護支援	令和元年 6月1日
			(変更後) 大津市昭和町2番17号		
陽だまり居宅介護 支援事業所	(変更前) 大津市昭和町8番15号	医療法人滋賀勤労者保健会	大津市昭和町2番17号	居宅介護支援	令和元年 7月1日
	(変更後) 大津市昭和町7番16号				

3 休止の届出があったもの

事業所の名称	事業所の所在地	開設者	主たる事務所の所在地	サービスの種類	休止年月日
デイサービスセンターリバプール	大津市大石中一丁目5番14号	社会福祉法人大石福祉会	大津市大石中一丁目5番14号	認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護	令和元年 7月31日

大津市告示第83号

生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づき医療扶助のための施術を担当する施術者として新たに指定したものについて、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和元年8月15日

大津市長 越 直 美

施術者の氏名	施術者の住所（施術所を開設している施術者にあつては、施術所の名称及び所在地）	指定年月日
水光 豪太	大津市和邇高城192番地の121	令和元年7月9日

大津市告示第84号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づき指定医療機関として新たに指定したものと及び指定医療機関のうち廃止の届出があったものについて、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和元年8月15日

大津市長 越 直 美

1 新たに指定したもの

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人滋賀勤労者保健会膳所診療所	大津市昭和町2番17号	令和元年6月1日
ひがしやま瀬田眼科クリニック	大津市大江二丁目34番16号大江メディカルビル2F	令和元年7月1日

2 廃止の届出があったもの

名 称	所 在 地	廃止年月日
医療法人滋賀勤労者保健会膳所診療所	大津市昭和町7番16号	令和元年5月31日
奥村歯科診療所	大津市中庄一丁目16番15号	令和元年5月31日
ぱんだ薬局瀬田店	大津市大將軍三丁目24番8号	令和元年6月30日

大津市告示第85号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づき指定介護機関として新たに指定したものと及び指定介護機関のうち変更又は休止の届出があったものについて、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和元年8月15日

大津市長 越 直 美

1 新たに指定したもの

事業所の名称	事業所の所在地	開 設 者	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指 定 年月日
医療法人社団さいき整形外科	大津市一里山三丁目19番4号	医療法人社団さいき整形外科	大津市一里山三丁目19番4号	通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	令和元年6月1日

2 変更の届出があったもの

事業所の名称	事業所の所在地	開 設 者	主たる事務所の所在地	サービスの種類	変 更 年月日
(変更前) 膳所第二地域包括支援センター	大津市粟津町7番21号シティコーポせいらん104	医療法人滋賀勤労者保健会	大津市昭和町7番16号	介護予防支援	平成31年4月1日
(変更後) 晴嵐地域包括支援センター					
晴嵐地域包括支援センター	大津市粟津町7番21号シティコーポせいらん104	医療法人滋賀勤労者保健会	(変更前) 大津市昭和町7番16号	介護予防支援	令和元年6月1日

			(変更後) 大津市昭和町2番17号		
介護老人保健施設 日和の里	大津市坂本六丁目 25番3号	医療法人滋賀勤 労者保健会	(変更前) 大津市昭和町7番 16号	通所リハビリテ ーション・短期 入所療養介護・ 介護予防通所リ ハビリテーショ ン・介護予防短 期入所療養介護・ 介護老人保健施 設	令和元年 6月1日
			(変更後) 大津市昭和町2番 17号		
デイサービスセン ターほっこり	大津市昭和町7番 11号	医療法人滋賀勤 労者保健会	(変更前) 大津市昭和町7番 16号	認知症対応型通 所介護・介護予 防認知症対応型 通所介護	令和元年 6月1日
			(変更後) 大津市昭和町2番 17号		
訪問看護ステーシ ョン陽だまり	大津市昭和町8番 15号	医療法人滋賀勤 労者保健会	(変更前) 大津市昭和町7番 16号	訪問看護・介護 予防訪問看護	令和元年 6月1日
			(変更後) 大津市昭和町2番 17号		
陽だまりヘルパー ステーション	大津市昭和町8番 15号	医療法人滋賀勤 労者保健会	(変更前) 大津市昭和町7番 16号	訪問介護・第1 号訪問事業	令和元年 6月1日
			(変更後) 大津市昭和町2番 17号		
陽だまりデイサー ビスセンター	大津市昭和町8番 15号	医療法人滋賀勤 労者保健会	(変更前) 大津市昭和町7番 16号	通所介護・第1 号通所事業	令和元年 6月1日
			(変更後) 大津市昭和町2番 17号		
陽だまり居宅介護 支援事業所	大津市昭和町8番 15号	医療法人滋賀勤 労者保健会	(変更前) 大津市昭和町7番 16号	居宅介護支援	令和元年 6月1日
			(変更後) 大津市昭和町2番 17号		
陽だまり居宅介護 支援事業所	(変更前) 大津市昭和町8番 15号	医療法人滋賀勤 労者保健会	大津市昭和町2番 17号	居宅介護支援	令和元年 7月1日
	(変更後) 大津市昭和町7番 16号				

3 休止の届出があったもの

事業所の名称	事業所の所在地	開設者	主たる事務所の所在地	サービスの種類	休止年月日
デイサービスセンターリバプール	大津市大石中一丁目5番14号	社会福祉法人大石福祉会	大津市大石中一丁目5番14号	認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護	令和元年7月31日

大津市告示第86号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づき医療支援給付のための施術を担当する施術者として新たに指定したものについて、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和元年8月15日

大津市長 越 直 美

施術者の氏名	施術者の住所（施術所を開設している施術者にあつては、施術所の名称及び所在地）	指定年月日
水光 豪太	大津市和邇高城192番地の121	令和元年7月9日

大津市告示第87号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。

令和元年8月15日

大津市長 越 直 美

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
訪問看護ステーションさくらんぼ	大津市真野四丁目21番34号	合同会社さくらんぼ 代表社員 高橋 まゆみ	訪問看護	令和元年8月1日	2560190445
サポートてとて	大津市坂本七丁目23番23号	株式会社ミラリアス 代表取締役 大橋 友枝	訪問介護	令和元年8月1日	2570105151

大津市告示第88号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の指定居宅介護支援事業者として指定した次の者から、事業の廃止の届出があった。

令和元年8月15日

大津市長 越 直 美

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称及び代表者の氏名	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
居宅介護支援事業所六花	大津市下阪本六丁目29番7号	株式会社オフィス・アル 代表取締役 長瀬 聡	居宅介護支援	2570102984	令和元年6月15日

大津市告示第89号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

令和元年8月15日

大津市長 越 直 美

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称及び 代表者の氏名	サービスの種類	指 定 年月日	介護保険 事業所番号
訪問看護ステーションさくらんぼ	大津市真野四丁目21番34号	合同会社さくらんぼ 代表社員 高橋 まゆみ	介護予防 訪問看護	令和元年 8月1日	2560190445

大津市告示第90号

平成31年告示第120号（家庭廃棄物の収集、運搬及び処分手数料の徴収事務の委託について）の一部を次のように改正する。

令和元年8月15日

大津市長 越 直 美

第2項の表中「マックスバリュ大津神領店、」を削る。

公 告**農用地利用集積計画公告**

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告する。

令和元年7月25日

大津市長 越 直 美

「次のように」は省略し、当該農用地利用集積計画書を大津市役所産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。

(令和元年7月25日揭示済)

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

令和元年7月25日

大津市長 越 直 美

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面 積	検 査 済 証	
			交付年月日	番 号
大津市大萱三丁目9番5号 阪口 修弘	開発区域 大津市大萱六丁目字南川崎 2992番、2993番、3015番 5、3017番1、3018番、 3019番、3020番及び3021番 1 開発行為に関する工事の区域 大津市大萱六丁目字南川崎 2994番1の一部、同番38、 3015番3の一部、同番4の 一部及び3017番2の一部並 びに上記地先一級河川長沢 川及び大津市普通河川等	開発区域 6,228.51㎡ 開発行為に関する 工事の区域 168.96㎡	令和元年 7月23日	第1482号

(令和元年7月25日揭示済)

教 育 委 員 会 規 則

大津市学校運営協議会規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年 8 月 15 日

大津市教育委員会

教育長 日 渡 円

大津市教育委員会規則第 4 号

大津市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

大津市学校運営協議会規則（平成27年教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表長等小学校学校運営協議会の項の次に次のように加える。

逢坂小学校学校運営協議会	逢坂小学校
--------------	-------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。